

No. _____

人体計測データベース利用申込書

平成 年 月 日

社団法人
人間生活工学研究センター
会長 野村 明雄 殿

社団法人人間生活工学研究センターが提供する人体計測データおよびそのデータの利用に関し、データの提供を以下の利用条件、目的にて申し込みます。

利用条件：裏面記載の
「人体計測データおよびその利用に関する約定」通り

利用目的：

利用者	所在地	〒
	TEL/FAX	
	団体名称	印
	代表者役職	
	代表者氏名	印

人体計測データおよびその利用に関する約定

本約定は、社団法人生活工学研究センター（以下「センター」という。）が構築した人体計測データベース（以下「データベース」という。）に収集されている人体の形態に関するデータ（以下「データ」という。）の利用について運用されるものとする。

（利用契約の成立）

第1条 本約定によるデータ利用契約は、利用を希望する者がセンター所定の申込書により申込み、センターがこれを承諾することにより成立する。

（データの提供）

第2条 データ利用者（以下「利用者」という。）は、センターの定めるデータ利用料をあらかじめセンターに支払うものとする。

2. 本約定によりセンターが利用者に提供するデータの仕様および利用料は別紙記載の通りとする。
3. データの利用は利用者の責任においてなすものとし、センターはデータの経済的有用性について保証するものではない。
4. データは無作為に抽出された対象者について計測されたものであるが、センターはその統計学的正当性、妥当性について保証するものではない

（利用条件）

第3条 利用者は、センターの書面による事前の承諾なくしてデータのコピーをしてはならない。ただし、利用者がバックアップ用として1枚コピーをなすことについてはこの限りでない

2. 利用者は、センターの書面による事前の承諾がないかぎりデータを第三者に利用させてはならない。
3. 前項の規定によりセンターから提供されたデータを第三者に利用させる場合、
者は当該第三者にも本約定を遵守させる義務を負うものとする。
4. 利用者は、データの譲渡転貸、占有の移転もしくは担保提供その他一切の処分をしてはならない。
5. 利用者は、本約定上の地位を第三者に移転してはならない。
6. 利用者は、データの変更をしてはならない。
7. 利用者は、データを利用してデータの内容が第三者に認識でき、かつ、データの内容を第三者に公表すると同様の効果を有するものを製造してはならない。ただし、センターの書面による事前の承諾を得た場合についてはこの限りでない。
8. 利用者は、データを相当数の母数をとるなど正当な方法で利用するものとし、
故意にデータの精度を落とすようなかたちで利用してはならない。

（権利関係）

第4条 利用者は、本約定にもとづくデータの利用権のみを取得し、データの著作権その他のいかなる権利をも取得するものではない。

（データを利用した生産物についての特約）

第5条 利用者は、データを利用して開発、生産したものについて本データを使用した旨を記載できる。

2. 前項の場合、利用者はセンターの定めるところにより事前に書面でセンターに届けを出し、書面によるセンターの承諾を得なければならない。

（データの交換）

第6条 納入後にデータ内容に損傷等がおきた場合、利用者は納品日から1か月以内に限り実費を負担してセンターに再交付を求めることができる。

2. 入前に損傷等があったと認められる場合には、納品日から1か月以内にセンターに申し出ることにより無償でデータの交換を受けることができる。

（損害賠償）

第7条 センターは、データの瑕疵またはデータの利用により利用者または第三者がこうむったいかなる損害についても一切その責任を負わないものとする。

（調査）

第8条 センターは、利用者の利用内容が本約定に定める利用条件を満たしているかどうかについて調査を行うことができる

（秘密保持）

第9条 利用者は、データの利用を通じて知りえたデータに関する全ての情報を秘密に保持するものとし、センターの書面による事前の承諾なしにこれらを第三者に公表してはならない。

（データの公表）

第10条 センターは、データの非公知性を損なわないと自らが判断する範囲においてデータの一部を公表することができる。

（解約）

第11条 センターは、利用者が本約定のいずれかの条項に違反した場合、何らの催告なく、直ちに本約定を解約することができる。

2. 前項の場合、利用者は直ちにデータ及びそのコピーその他データの表示されるすべてのものをセンターに利用者の費用で返還しなければならない。また、センターは既に支払われた利用料を利用者に返還することを要しない。
3. 利用者がデータ利用に関しセンターに損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（合意管轄）

第12条 本約定に関し訴訟の必要が生じた場合には、センターの主たる事務所を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。